

令和4年11月県議会定例会提出議案の概要

1 予算案の概要

今回の補正は、国庫補助決定に伴うもの、庁舎等の電気代等高騰に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するものです。

補正額は、

一 般 会 計 1 3 億 8 , 0 5 3 万 円

です。

この結果、一般会計の予算の規模は、7, 244億7, 795万3千円となります。

今回の補正予算による一般会計の歳入財源は、

使用料及び手数料 9 4 0 万 9 千 円

国 庫 支 出 金 2 億 2 , 0 3 0 万 1 千 円

繰 入 金 1 0 億 6 , 6 4 7 万 6 千 円

諸 収 入 6 4 4 万 4 千 円

県 債 7 , 7 9 0 万 円

です。

なお、今回の補正予算の主な内容は、次のとおりです。

一 般 会 計 歳 入 一 覧

(単位:千円)

| 款 別 | 補正前の額 | 今回補正額 | 計 |
|-------------|-------------|-----------|-------------|
| 総 務 費 | 43,472,950 | 505,288 | 43,978,238 |
| 民 生 費 | 98,031,607 | 23,456 | 98,055,063 |
| 衛 生 費 | 70,792,975 | 31,362 | 70,824,337 |
| 農 林 水 産 業 費 | 61,381,303 | 313,707 | 61,695,010 |
| 商 工 費 | 72,834,167 | 127,834 | 72,962,001 |
| 警 察 費 | 27,126,992 | 123,379 | 27,250,371 |
| 教 育 費 | 118,179,029 | 255,504 | 118,434,533 |
| 一 般 会 計 合 計 | 723,097,423 | 1,380,530 | 724,477,953 |

○ 補助公共・交付金事業

| 事業名 | 補正前の額 | 今回補正額 | 計 |
|--------|------------|---------|------------|
| 土地改良事業 | 7,334,679 | 60,416 | 7,395,095 |
| 林道事業 | 2,282,336 | 166,310 | 2,448,646 |
| 合計 | 56,947,444 | 226,726 | 57,174,170 |

○ 主な事業(非公共)

- ・ わくわくひなた暮らし実現応援事業(中山間・地域政策課) 55,350千円
(補正後:236,719千円)

本県への移住を促進する支援金事業を実施する市町村に対して補助するための経費

- 臨床調査個人票等電子化推進事業(健康増進課) 4,000千円

難病指定手続きのオンライン化を推進するため、医療機関に対して、業務システムの改修等に要する経費を補助するための経費

- ・ 宮崎県屋外型トレーニングセンター開設準備事業 127,834千円
(観光推進課スポーツランド推進室)

屋外型トレーニングセンターの供用開始に向けて、施設利用に必要な資機材購入や、資材等の高騰に伴う整備費等を増額するための経費

○ 主な債務負担行為

- ・ 県有スポーツ施設整備事業(陸上競技場整備) (限度額)184,283千円
(国スポ・障スポ準備課)

杭工事、地盤改良工事及び基礎工事の工法変更等に伴う工事額増額分に対する債務負担を設定

- ・ 県有スポーツ施設整備事業(体育館整備) (限度額)39,414千円
(国スポ・障スポ準備課)

地中障害物の撤去や残土の処分方法の変更等に伴う工事額増額分に対する債務負担を設定

2 特別議案の概要

【条例7件】

○ **宮崎県税条例の一部を改正する条例（税務課）**

地方税法の改正により、不動産の取得について登記の申請をした場合、道府県への申告又は報告が不要となること等に伴い、関係規定の改正を行うものである。

○ **職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）**

地方公務員法の改正等により、職員の定年を引き上げることに伴い、60歳を超える職員の退職手当の取扱い等の改正を行うものである。

○ **宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（総務課）**

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、関係する手数料等について必要な事項を整備するため、条例の全部改正を行うものである。

○ **宮崎県情報公開条例の一部を改正する条例（総務課）**

開示請求の権利の濫用を明確化する規定を新設するほか、宮崎県個人情報保護条例の全部改正等に伴い、関係規定の改正を行うものである。

○ **職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）**

地方公務員法の改正に伴い、職員の定年を段階的に65歳に引き上げる等、関係規定の改正を行うものである。

- **市町村立学校職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例**（教育庁教職員課）
地方公務員法の改正に伴い、職員の定年を段階的に65歳に引き上げる等、関係規定の改正を行うものである。

- **地方警察職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例**（県警本部監察課）
地方公務員法の改正により、職員の定年を段階的に65歳に引き上げること等に伴い、関係規定の改正を行うものである。

【条例以外13件】

○ **工事請負契約の締結について（道路建設課）**

社会資本整備総合交付金事業主要地方道竹田五ヶ瀬線波帰之瀬工区（仮称）波帰之瀬橋橋梁下部工（P2）工事（五ヶ瀬町）の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議会の議決に付するものである。

契約の目的 社会資本整備総合交付金事業主要地方道竹田五ヶ瀬線波帰之瀬工区
（仮称）波帰之瀬橋橋梁下部工（P2）工事

契約の金額 1, 158, 300, 000円

契約の相手方 山崎・松澤・あさひ特定建設工事共同企業体
（延岡市、東臼杵郡門川町、日向市）

○ **工事請負契約の締結について（建築住宅課）**

県営出来島団地1号棟建設主体工事（宮崎市）の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議会の議決に付するものである。

契約の目的 県営出来島団地1号棟建設主体工事

契約の金額 478, 486, 800円

契約の相手方 株式会社志多組
（宮崎市）

○ **工事請負契約の変更について（道路建設課）**

道路メンテナンス事業北方北郷線（仮称）川水流橋上部工工事（延岡市）の請負契約の変更について、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により、議会の議決に付するものである。

（変更前）

（変更後）

契約金額 1, 189, 505, 568円

1, 284, 418, 747円

○ **損害賠償額の決定について（病院局経営管理課）**

県立宮崎病院で発生した医療上の事故に係る損害賠償額を定めることについて、宮崎県立病院事業の設置等に関する条例第9条の規定により、議会の議決に付するものである。

○ **公の施設の指定管理者の指定について（3議案）（観光推進課スポーツランド推進室外2課）**

公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決に付するものである。（詳細は別紙1のとおり）

指定する公の施設数 83施設

○ **当せん金付証票の発売について（財政課）**

令和5年度の全国自治宝くじ及び西日本宝くじの本県発売金額を定めることについて、当せん金付証票法第4条第1項の規定により、議会の議決に付するものである。

発売金額 10,000,000千円以内

○ **公立大学法人宮崎県立看護大学第2期中期目標の策定について（医療政策課）**

公立大学法人宮崎県立看護大学の第2期中期目標について、地方独立行政法人法第25条第3項の規定により、議会の議決に付するものである。

○ **一ツ葉有料道路の事業変更に係る同意について（道路建設課）**

宮崎県道路公社の行う一ツ葉有料道路の事業内容の一部変更に係る同意について、道路整備特別措置法第16条第2項の規定により、議会の議決に付するものである。

○ **教育委員会委員の任命の同意について（1件）（人事課）**

教育委員会委員について、別紙2の者を任命するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものである。

○ **収用委員会委員の任命の同意について（2件）（人事課）**

収用委員会委員について、別紙2の者を任命するにあたり、土地収用法第52条第3項の規定により、議会の同意を求めるものである。

【報告承認1件】

○ 専決処分の承認を求めることについて（道路建設課）

議会において議決すべき次の事件を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したることについて、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものである。

工事請負契約の変更について

台風第14号により施工現場の前後の道路が被災し、工事の継続が困難となったことにより、防災・安全社会資本整備交付金事業国道327号（仮称）佐土の谷3号橋上部工工事（椎葉村）の請負契約の変更を行ったものである。

（変更前）

（変更後）

契約金額 544,398,023円

535,990,245円

（専決年月日 令和4年10月19日）

【報告 1 件】

○ **損害賠償額を定めたことについて**

地方自治法第 180 条第 2 項の規定による損害賠償額を定めたことについての報告

13 件 6,327,772 円

公の施設の「指定管理者候補者」選定状況一覧

| 番号 | 施設名 | 指定管理者候補者 | 指定期間 | | 所管課 |
|--------------|---|--|------|------|---------------------|
| | | | | | |
| 1 | 宮崎県屋外型トレーニングセンター | (株)馬原造園建設 フェニックスリゾート(株) (株)MRTアド | 3年 | 令5～7 | 観光推進課スポーツ ランド推進室 |
| 2 ～ 82 | 県営住宅 (宮崎・日南・串間・都城・小林・高岡・ 西都・高鍋土木事務所管内 81団地) | (一社)宮崎県宅地建物取引業協会 | 5年 | 令5～9 | 建築住宅課 |
| 83 | 新宮崎県体育館 | (公財)宮崎県スポーツ施設協会 (公財)宮崎県スポーツ協会 (株)ジェイレック (一社)延岡市スポーツ協会 | 5年 | 令5～9 | 教育庁スポーツ振興 課 |

11月県議会定例会に提案予定の特別議案の内容

| 区 分 | | 現 委 員 | 提 案 予 定 の 人 | 備 考 |
|--------------|-----|-------------------------|-------------------------|------|
| 教育委員会 委 員 | 氏 名 | 木村 志保(きむら しほ) (48) | 木村 志保(きむら しほ) (48) | 任期満了 |
| | 役職名 | 日向市放課後子ども教室教育活動推進員 | 日向市放課後子ども教室教育活動推進員 | |
| | 任 期 | 平30.12.24～令 4.12.23 (1) | 令 4.12.24～令 8.12.23 (2) | |
| 収用委員会 委 員 | 氏 名 | 大迫 敏輝(おおさ としき) (55) | 大迫 敏輝(おおさ としき) (55) | 任期満了 |
| | 役職名 | 弁護士 | 弁護士 | |
| | 任 期 | 令元 12.29～令 4.12.28 (2) | 令 4.12.29～令 7.12.28 (3) | |
| 委 員 | 氏 名 | 岩本 愛(いわもと あい) (53) | 岩本 愛(いわもと あい) (53) | 任期満了 |
| | 役職名 | 一級建築士 | 一級建築士 | |
| | 任 期 | 令元 12.29～令 4.12.28 (1) | 令 4.12.29～令 7.12.28 (2) | |

(注) 年齢は令和 4 年11月18日現在。「任期」の () 内の数字は任期数。